【平成30年第4回定例会 文教委員会委員長報告資料】

平成30年12月13日 文教委員長 片柳 進

〇「議案第168号 川崎市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定につ いて」

≪主な質疑・答弁等≫

*過去の事務上のミスを修正する必要があり、中部学校給食センターの位置の表示 を変更するため条例を一部改正するものであるが、委員会における提出予定議案 の説明時に詳しい理由を明示するべきことに対する見解について

文教委員会委員には、議案の審査前に条例を一部改正する詳しい理由について 説明を行うべきと考え、委員会における提出予定議案の説明の後、個別に詳しい 説明を行ったが、指摘については真摯に受け止め、今後は適切な対応を行ってま いりたい。

≪意見≫

* 当該議案の審査前の委員会における提出予定議案の説明時又は審査当日の補足説明時に条例を一部改正する詳しい理由についての資料の提出があってしかるべきと考えるため、今後は適切な対応を行ってほしい。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

- 〇「議案第175号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更 について」
- 〇「議案第176号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更 について」
- 〇「議案第177号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更 について」
 - ≪一括審査の理由≫

いずれも学校給食センター整備に関する内容であるため、3件を一括して審査

≪議案第175号の審査結果≫

全会一致原案可決

≪議案第176号の審査結果≫ 全会一致原案可決

≪議案第177号の審査結果≫ 全会一致原案可決

- 〇「議案第178号 川崎市大山街道ふるさと館の指定管理者の指定について」
 - ≪主な質疑・答弁等≫
 - * 当該施設の指定管理予定者である公益財団法人川崎市生涯学習財団及び特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンターの役割について

当該施設の指定管理予定者の代表者である公益財団法人川崎市生涯学習財団

の役割は、主に施設の管理等を中心に業務を行い、構成員である特定非営利活動 法人教育活動総合サポートセンターは、各種講座の企画・事業等を主に行うもの である。

* 指定管理者選定評価委員会での指定管理予定者の事業計画における提案内容について

指定管理予定者からは、4年後の30周年記念事業の取組、外国人旅行者に対するインバウンド対応への取組、川崎ウォーキング協会と連携した来館者や利用者の増加を目的とした取組、本市で推進している地域包括ケアシステム、パラムーブメント、近隣自治体及び民間企業等と連携した取組についての提案があった。指定管理予定者は3期13年間当該施設の指定管理業務を行ってきた実績があり、今回の提案内容も実績に裏付けされた堅実かつ安定感があった点が評価されたと思われる。

* 指定管理者選定評価委員会における指定管理予定者の代表者である公益財団法人 川崎市生涯学習財団の財務状況に関する指摘の有無について

指定管理者選定評価委員である税理士から過去2年間の財産目録、損益計算書等の確認を受け、財務分析の結果について委員会で報告された。当該法人については、2年間平均で年約800万円の赤字が計上されており、預金が約4,000万円程度であるため、5年間で預金が無くなることになるが、別途、有価証券を約2億円有しているため、現時点では直ちに運営に支障を来す可能性は低いとの判断であった。

* 指定管理予定者は13年間当該施設の指定管理者であったにもかかわらず、実績 評価点がゼロ点である理由について

基準点はゼロ点であり、実績評価点は相当な取組を行わないと加点は付かない ものと考えている。

* 当該施設の来館者数の推移について

来館者数については、平成26年度は3万9,032人、平成27年度は4万2,918人、平成28年度は6万328人、平成29年度は6万3,449人である。なお、平成27年度から平成28年度に大幅に来館者数が増加している理由は、センサー式の来館者カウンターが導入され、正確な数値の把握ができるようになったためである。

* 指定管理者が会議室の貸出し等で収益を上げることが可能な業務の有無について イベントホール、和室、第1会議室、第2会議室の貸出しを行っているため、 利用料金収入を得ることは可能である。なお、平成26年度は、170万8,7 20円、平成29年度は216万9,700円の収入があった。

*会議室等の稼働率について

平成28年度の稼働率は、イベントホール37%、和室38.9%、第1会議室52%、第2会議室54%であり、平成29年度はイベントホール38.5%、和室44.1%、第1会議室51.2%、第2会議室49.5%であった。なお、平成29年度からは、第1、第2会議室を合併で使用することも可能となっており、合併での稼働率は6%であり、全体ではおおむね微増であっ

た。

*会議室等の稼働率向上の取組について

会議室等の稼働率向上については、従前から区役所と指定管理者で協議を行っている。市民館の窓口に会議室等の貸出しに係るチラシの配布を2年前から行い、 昨年からは、ふれあいネットでの予約を団体利用だけではなく、個人利用も可能 にすることにより、稼働率向上の取組を行っている。

≪意見≫

* 指定管理予定者である公益財団法人川崎市生涯学習財団は、収支状況が非常に厳しいため、当該施設の運営のモニタリングの際には、とりわけ財務状況に注視して行ってほしい。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

〇「議案第187号 川崎市こども文化センター及び川崎市ふれあい館の指定管理者 の指定について」

≪主な質疑・答弁等≫

* 指定管理仕様書の主な変更点について

指定管理仕様書には、地域包括ケアシステムを踏まえた多世代交流を始めとした地域交流の促進の取組、わくわくプラザ事業の充実を図ることを目的とした開設時間の延長の取組、メール配信サービスによる情報提供の充実の取組、こども文化センターにおける中高生の利用促進等を図る目的での18時から21時における常勤職員の配置の取組が主な変更点として挙げられる。

*地域の寺子屋事業との連携に関する取組について

わくわくプラザの利用者が地域の寺子屋事業に参加する傾向があることから、 指定管理仕様書に地域の寺子屋事業との連携を図ることを記載した。今後は寺子 屋先生がわくわくプラザのプログラムに参加するなど、寺子屋事業と連携を図っ ていきたいと考えている。

* (仮称) 今後のコミュニティ施策の基本的考え方を踏まえた上での事業計画等の 検討内容について

こども文化センターがより地域に開かれた施設になるよう(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方を踏まえた地域交流を行うことを指定管理仕様書に記載したが、具体的な手法については関係局と調整中である。

*指定管理期間において特に充実させる取組について

各施設において多世代交流を始めとした地域交流の促進の取組を充実させていくことが最も重要であると考えている。特にこども文化センターは、いこいの家との合築施設もあることから、これまでも多世代交流促進の取組を行ってきたが、次期指定管理期間では、さらにその他の近隣施設と連携し、交流を深めて地域に貢献することを期待している。

* 指定管理業務の増加に伴う職員配置体制及び指定管理料における人件費について こども文化センターにおける職員配置体制は、館長1人、スタッフ1人の合計 2人体制で運営を行うこととなっている。また、18時から21時までの職員配置をこれまでの常勤以外の職員であるパートナーから常勤職員に変更することが次期指定管理期間中における大きな変更点として挙げられる。また、指定管理料における人件費については、上限額の設定に当たり、業務の増加及び昨今の人件費の上昇を踏まえた賃金を指定管理料の人件費として算定している。

* 常勤職員以外の職員の賃金の確認の有無について

各運営法人からの賃金台帳により確認を行っているが、全ての法人で作業報酬 下限額を上回っていることを確認している。また、次期指定管理期間においても、 全ての指定管理予定者から作業報酬下限額を上回る提案が指定管理予定者からな されたことを確認している。

* 指定管理期間の指定管理料の総額の推移について

次期指定管理期間については、わくわくプラザのメール配信サービス、来年度 開校予定の小杉小学校のわくわくプラザ、小杉こども文化センター開設等の業務 の増加も見込んで指定管理料を算定している。具体的な金額については、平成3 1年度は約30億円、平成32年度は約30億6,000万円、平成33年度は 約31億3,000万円、平成34年度は約31億8,000万円、平成35年 度は約32億4,000万円を想定している。また、特別な配慮を要する児童に 対応した場合の予算を別途計上する予定である。

* 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の概要について

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業は、昨年度から始まった国の制度であり、放課後児童支援員等に対し、経験年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な費用を補助する制度である。補助対象となる要件として3段階設定されており、1段階目は放課後児童支援員であれば、月額約1万円の補助が受けられる。2段階目は、経験年数が5年以上の放課後児童支援員で本市が指定する研修を受講していることを条件に、月額約2万円の補助が受けられる。3段階目は経験年数が10年以上の放課後児童支援員で事業所長的立場にある者を条件に月額約3万円の補助が受けられる制度である。

*児童福祉法の一部改正に伴う職員配置の検討について

国は、児童福祉法で規定されている放課後児童健全育成事業に従事する者及び その員数に係る現行の基準を、従うべき基準から参酌すべき基準に変更する予定 と公表している。今後、閣議決定の後、法の改正が行われると思われるが、国か ら示される内容を確認の上、他都市の状況を見ながら、指定管理者と協議を行っ た上で、必要な職員配置の検討を行っていきたい。

*わくわくプラザのスタッフリーダーの業務内容について

わくわくプラザのプラザ室が開設していない午前中は、主にプログラムの企画、 統計データの取りまとめ等の事務作業を行い、また、こども文化センターでの会 議等に参加することになっている。

*わくわくプラザの利用者増加に伴う人員の確保について

各わくわくプラザによって違いはあるが、おおむね利用者は増加傾向にあると 認識している。川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条 例において、児童40人に対して2人の放課後児童支援員を置くこととしており、 職員配置については適切に行うよう指導している。

* わくわくプラザにおける障害児等の特別な配慮を要する児童に対する職員の配置 について

次期指定管理期間からは、障害児等の特別な配慮を要する児童を受け入れた場合の職員配置に係る人件費については、実績に応じて支払うこととしているため、必要に応じて職員を配置し、更なる充実が図られるものと考えている。

*施設の修繕費の考え方について

30万円以下の軽易な修繕に関しては、指定管理料に含まれているため、指定管理者が対応しているところである。30万円を超える大規模な工事等については、市で予算を確保し、対応しているところであるが、来年度予算に関しては現在調整中である。必要な工事については、優先順位を付けて対応していきたいと考えている。

*法人概要における基本財産及び資産総額の表記方法について

公益財団法人に関しては、法人の財産が基本的な要件となり設立するため、基本財産という名称で定義され、その他の法人については、資産、人等を含めたものが要件となり法人を設立するため、金銭換算できるものを含めて資産総額という名称で定義されるものと理解している。

*社会福祉法人青丘社の資産総額約3億2,400万円の内訳について

当該法人は保育事業等も行っており、建物等の不動産も所有しているため、資 産総額の大部分は不動産であると考えられる。

* 特定非営利活動法人あかい屋根及びNPO法人児童育成会コッコロの職員数の妥 当性について

両法人の職員数については、指定管理業務以外の職員も含めて、それぞれ65人、70人となっているが、ともに事業を遂行するに当たっての職員数については妥当であると考えている。

* 社会福祉法人青丘社の職員数が特定非営利活動法人あかい屋根及びNPO法人児 童育成会コッコロと比較して多い理由について

社会福祉法人青丘社の職員数は239人であり、指定管理業務のほかに保育、 障害者及び高齢者に対する事業を行っているため、他の2法人に比べて職員数が 多いものと認識している。

*社会福祉法人青丘社が指定管理を行う予定である桜本こども文化センターとふれ あい館の指定管理料及び職員数の内訳について

当該法人には、指定管理料として約1億3,000万円の支出を予定しており、 桜本こども文化センターの指定管理料が約1億円、ふれあい館の指定管理料が約 3,000万円となっている。また、桜本こども文化センターとふれあい館は施 設が一体となって運営を行っているため、職員数の内訳までは把握していない。

*本議案を桜本こども文化センターとふれあい館に分けて提出することの検討の有無について

桜本こども文化センターとふれあい館は施設が一体となって運営を行う必要

があるため、検討した結果、一つの議案で提出することとした。

* 桜本こども文化センター及びふれあい館に関する指定管理仕様書が他のこども文 化センターの指定管理仕様書に記載の無い事項がある理由について

当該施設の指定管理仕様書には、日本人と在日外国人の相互理解を深めるための講座、講演会に関する業務、文化交流活動に関する業務について記載をした。この事項は、川崎市ふれあい館条例に規定された事業であるため、本仕様書にも記載している。

* 特定非営利活動法人あかい屋根及びNPO法人児童育成会コッコロが指定管理期間中に財務状況が悪化した場合の市と法人の取決めの有無について

特定非営利活動法人あかい屋根及びNPO法人児童育成会コッコロに関しては、指定管理者選定評価委員会において、委員から財務に関する懸念が示されたが、指定管理仕様書に、財務を含めたリスク分担に関する事項を記載しており、市と指定管理者のリスク分担の基本的な考え方を踏まえて、今後必要な対応を協議していくことを考えている。

*特定非営利活動法人あかい屋根において個人情報に関するマニュアルが整備されていないことへの対応について

個人情報に関するマニュアルの整備については、指定管理をする上で基本的な 事項であると考えているため、マニュアルの整備について指導をしていきたい。

*特定非営利活動法人あかい屋根の実績評価点が他の指定管理予定者の実績評価点 と比べ高い理由について

平成28年度及び平成29年度の実績評価がBランクとなっているため、指定管理者選定評価委員会にて実績評価点が他の指定管理予定者と比べ高くなったものである。

*公益財団法人かわさき市民活動センターに対する指定管理料の算定根拠について

当該法人は前期の指定管理期間で余剰金が生じ、特定費用準備資金として今期の指定管理期間で支出することが理事会で承認され、神奈川県へ報告したと伺っているが、次期指定管理期間における指定管理料については、業務の増加、人件費の上昇等を踏まえた指定管理料を算定した。公益財団法人であるため、年度ごとに収支相償にならなければならない等の基準があることは認識しているが、指定管理料の使途について年度ごとに当該法人と協議し、より良い施設運営になるよう取り組んでいきたい。

* 前期の特定費用準備資金の使途について

各こども文化センター等において必要な図書、備品等の購入に使用したと伺っている。

*公益財団法人かわさき市民活動センターが行った利用者アンケート調査の内容に ついて

こども文化センター等で各種イベントを実施した際に利用者アンケートを実施した結果、図書室の本の充実に関する要望、施設の修繕に関する要望等があったと伺っている。

*小杉こども文化センターの開設準備期間に公益財団法人かわさき市民活動センタ

一が行う業務内容及び人員配置について

当該運営法人には、小杉こども文化センターの開設準備期間中に、小杉こども 文化センター運営協議会の再構築に向けた準備会の立ち上げ等の業務を行って もらうことを予定しており、また、運営協議会委員と共に、地域の町内会、子ど も会、区役所等と連携を図りながら今後のイベント等の企画を行ってもらうこと を予定している。なお、人員配置については、常勤、非常勤各1人の合計2人程 度を想定している。

* 小杉こども文化センター運営協議会の開催場所について

当該施設は新丸子こども文化センターとグルーピングを行ったため、新丸子こども文化センター等の場所を利用し、開催していく予定である。

≪意見≫

- *こども文化センター、わくわくプラザ等に関しては、現場の献身的な努力により、 運営が成り立っていると思われ、また、次期指定管理期間においては業務の増加 が見込まれる状況であるため、それに対応できる職員配置を行った上で、必要な 指定管理料の算定に当たっても適切な対応をしてほしい。
- * 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業は国の制度ではあるが、市としても助成額が上限に達したから助成できなくなることがないように予算確保に努めてほしい。
- *こども文化センターには、老朽化しているところもあり、現場を訪れてみると、 雨漏りがする、夏は暑く冬は寒いといったことがあるため、市としても必要な修 繕については、予算確保を行い、利用者が過ごしやすい環境の整備に努めてほし い。
- * 指定管理議案の提出に当たっては、指定管理予定者の資産総額、職員数の内訳等 の詳細な情報を把握しておいてほしい。
- * 指定管理者の財務状況が厳しくなり、運営に支障を来すことになった場合は、市 が責任を負うことになるため、市と指定管理者のリスク分担の取決めについては 明確にしておいてほしい。
- * 桜本こども文化センターとふれあい館に関する指定管理仕様書の日本人と在日外 国人の相互理解を深めるための講座、講演会に関する業務、文化交流活動に関す る業務についての記載に当たっては、本市はパラムーブメント推進の取組に多文 化共生に関する取組内容を記載しているため、施策を鑑みた文言に変更すること を検討してほしい。
- *児童福祉法の一部改正が行われる予定であるが、基準が緩和されても子どもの安全面を第一に考え、適切な人員配置を検討してほしい。
- * 小杉こども文化センターの開設に当たっては地域の協力を仰ぎながら丁寧な対応を心掛けてほしい。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

〇「議案第188号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理者の指定につい

≪主な質疑・答弁等≫

* 当該施設の老朽化に伴う修繕について

当該施設については、修繕費を確保しているため、緊急を要する修繕に関しては、早急に対応していきたい。また、今後必要となってくる修繕等に関しては、財産を所管する教育委員会事務局と協議していきたい。

* 当該施設の安全面の配慮について

安全に当該施設を利用していただくため、職員が危機管理に関する研修を受講 していると伺っている。

* 指定管理者選定評価委員会において 5 年間の指定管理期間中の人件費が据置きになっているとの委員からの指摘に対するその後の指定管理予定者との協議の有無 について

指定管理者選定評価委員会における経費の提案の中では、職員の給与総額に関して、5年間の据置きを想定しており、人件費等については、人事異動等により必要な対応を図ると伺っているため、次期指定管理期間について、指定管理予定者と協議していきたい。

≪意見≫

- * 当該施設の空調機器は老朽化しているため、現場を確認した上で指定管理者と協議する等、利用者が過ごしやすい環境の整備に努めてほしい。
- * 当該施設の人員配置について、指定管理予定者が人件費を抑制するために、経験が豊かではない職員を配置することは、利用者に危険が及ぶ可能性があるため、そのようなことがないように指定管理予定者と協議して適切な対応を行ってほしい。

≪審査結果≫

全会一致原案可決

- 〇「請願第40号 教育格差をなくし、「ゆきとどいた教育」を求める請願」
 - ≪審査結果≫ 取り下げ承認
- 〇「請願第47号 川崎市中原消防団住吉分団市ノ坪班器具置場の既存施設の活用に 関する請願」

≪審査結果≫ 取り下げ承認